

一般不動産投資顧問業の新規登録申請にあたって必要な書類について

【申請書】(規定第4条第1項) 1部

	個人	法人	備考
1 登録申請書(第1面)	○	○	(別記様式第一号)
2 商号、名称又は氏名等(第2面)	○	○	(別記様式第一号)
3 重要な使用人の氏名等(第3面)	○	○	(別記様式第一号)
4 営業所の名称及び所在地(第4面)	○	○	(別記様式第一号)
5 業務の方法(第5面)	○	○	(別記様式第一号)
6 既に有している免許等(第6面)	○	○	(別記様式第一号)
7 他の事業の種類及び内容(第7面)	○	○	(別記様式第一号)
8 主要株主の商号等(第8面)	—	○	(別記様式第一号)
9 役員の兼職の状況(第9面)	○	○	(別記様式第一号)

【添付書類等】(規定第4条第3項)(規定第5条) 1部

10 誓約書	○	○	(別記様式第二号)
11 履歴書	○	○	(別記様式第三号)役員等全員及び重要な使用人
12 定款・寄附行為等	—	○	定款等のコピー可
13 履歴事項全部証明書	—	○	目的:不動産コンサルティング、不動産投資顧問業など
14 資格の登録番号	○	○	(別記様式第四号)
15 決算書	○	○	(別記様式第五号)
16 資格の保有を証する書類	○	○	資格証のコピー可
17 役員等に係る 住民票等	○	○	・役員等全員及び重要な使用人 ・外国人の場合、これに代わる書面
18 役員等に係る 身分証明書等	○	○	・役員等全員及び重要な使用人 ・外国人の場合、これに代わる書面
19 返送用封筒	○	○	・A4サイズ、宛先を記載の上140円分の切手を添付したもの ・目的:登録通知書送付

【登録要件】

1 申請書に不備がないこと	○	○	(規定第4条)
2 財務要件 (債務超過ではないこと)	○	○	(規定第7条)(通達第1(2)①)
3 常務要件 (他の法人等の常務に従事していないこと)	○	○	(規定第7条)(通達第1(2)①)
4 知識要件 (不動産コンサル、ビル経営管理士、不動産鑑定等の資格を有すること)	○	○	(規定第7条)(通達第1(2)②)
5 経験要件 (1億円以上の取引経験、登録申請の前日10年以内に2年以上従事)	○	○	(規定第7条)(通達第1(2)③)
6 欠格要件	○	○	(規定第7条第1項)

※ 会社案内がある場合は提出してください。

※ 書類番号13番・17番・18番は、申請日から3ヶ月以内の原本を添付してください。

※ 登録を実施するために必要と認めるときは、その他の書類の提出を求めることがあります。

※ 参考図書

改訂版 不動産投資顧問業(一般)登録申請の手引【編著:財団法人不動産流通近代化センター、発行所:(株)大成出版社】